



平成28年(ラ)第2号 大飯原発3, 4号機及び高浜原発3, 4号機運転差止
仮処分命令保全異議申立決定に対する保全抗告事件

抗告人 松田 正 外8名

相手方 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

平成28年2月24日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部D1係 御中

相手方代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 今 城 智



徳

弁護士 中 室



祐

号証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨	
乙 190	横ずれ断層系の発達過程ならびに変位地形の形成過程—断層模型実験による検討—	写し	H15. 11	上田圭一	活断層は繰り返し地震を起こすことで、地表に地盤のずれやたわみが蓄積して、明瞭な痕跡が現れるようになり、地表に現れたこのような地形を調査することで活断層を把握できるとの知見が示されていること
乙 191	山陰地方の活断層の諸特徴	写し	H14	岡田篤正	本件発電所の敷地周辺地域を含む中部や近畿地方は、累積変位量（地震の結果生じる変位の総量）が大きい（すなわち活断層が繰り返し活動している）、明瞭な活断層が密に分布している地域であるとの知見が示されていること等
乙 192	高浜発電所・大飯発電所 震源を特定せず策定する地震動について コメント回答（抜粋）	写し	H26. 1. 24	相手方	本件発電所の敷地周辺地域は、明瞭な活断層が同発電所の周囲に分布し、活断層に関連付けられる地震も数多く見られることを確認しており、震源断層が地表地震断層として地表に現れている地域であること等
乙 193	平成 7 年兵庫県南部地震を踏まえた原子力施設耐震安全検討会報告書	写し	H7. 9	原子力安全委員会	兵庫県南部地震は既知の活断層が密集する六甲—淡路断層帯に沿って発生したものであり（24 頁）、地震発生前から確認されていた震源断層の長さ（約 55km）をもとに地震の規模を評価したところ、実際の規模（マグニチュード 7.3）を上回る、マグニチュード 7.7 が想定される（17 頁）と確認されていること

乙 194	関西電力株式会社 高浜発電所の発電 用原子炉設置変更 許可申請書(3号及 び4号発電用原子 炉施設の変更)に 関する審査書(案) に対するご意見への 考え方(抜粋)	写し	H27.2	原子力規制委 員会	原子力規制委員会が、本件発 電所の基準地震動に関して、 不確かさの考慮が適切であ ることを認めていること(7 ～8頁)、及び新規制基準の 「震源を特定せず策定する 地震動」は、マグニチュード や震源距離を規定するの ではなく、国内外の震源近傍の 強震観測記録に基づいて地 震動レベルを直接設定する ものとされ、仮想的な地震動 を評価することは要求され ていないこと(9頁)
乙 195	原子力発電所の耐 震設計のための基 準地震動	写し	H19.1	入倉孝次郎	兵庫県南部地震等の震源過 程の研究により、活断層を事 前に特定できるか否かを「地 震」の規模で規定するのは問 題があるとの指摘がなされ るに至ったこと、 これを受けて、平成18年改訂 後の耐震設計審査指針では、 「震源を特定せず策定する 地震動」に関して、一定規模 の「地震」を想定してそこ から地震動を評価するのでは なく、国内外で発生した、詳 細な調査を行っても活断層 の存在を事前に把握できな かったと考えられる地震の 震源近傍における観測記録 を収集し、これを用いて、実 際に観測された「地震動」の レベルから直接設定すると されたこと

乙 196	物理探査・室内試験に基づく2004年留萌支庁南部の地震によるK-NET港町観測点 (HKD020) の基盤地震動とサイト特性評価	写し	H25. 12	佐藤浩章 芝良昭 東貞成 功刀卓 前田宜浩 藤原広行	北海道留萌支庁南部地震でのHKD020 (港町観測点) における観測記録に関して、ボーリング調査やP S 検層の結果をもとに地表から解放基盤表面と評価できる固さを有する岩盤面 (基盤面) の深さまでの地下構造を検討・評価した上での、同基盤面における地震動が推定されていること等
乙 197 の 1	POTENTIAL SAFETY ENHANCEMENTS TO SPENT FUEL POOL STORAGE (使用済燃料貯蔵の安全性向上の可能性)	写し	H26. 11. 14	United States Nuclear Regulatory Commission (米国原子力規制委員会)	使用済燃料ピットにおける使用済燃料の分散配置は、米国原子力規制委員会の要求事項ではなく、提案にとどまるものであること
乙 197 の 2	上記の訳文	写し	H28. 2	相手方	
乙 198	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則 (案) 等に対するご意見への考え方 (抜粋)	写し	H25. 6	原子力規制委員会	「東電事故で正常に作動しなかった『原子炉水位計』・・・などの規制は、課題を先送りして基準から外している」との意見に対して、原子力規制委員会が、『原子炉水位計』等の計装設備については、重大事故等が発生し、計測が困難となった場合であっても、当該情報を推定する手段を整備するよう求めています」と回答していること

乙 199 の 1	工事計画認可申請書の一部補正について（抜粋） （高浜発電所 3 号機関係）	写し	H27. 7. 16	相手方	高浜発電所 3 号機及び 4 号機の原子炉水位計は、基準面器がない構造であること （なお、添 28-28 頁の第 25 図にある A 部、B 部及び計装用キャピラリチューブは、甲 20 号証 11 頁の差圧伝送器に対応する部位である。また、B 部の原子炉容器側に接続されている器具はバルブである。）
乙 199 の 2	工事計画認可申請書の一部補正について（抜粋） （高浜発電所 4 号機関係）	写し	H27. 9. 29		